

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 7 月 2 9 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、東京国際空港の空港気象ドップラーレーダー（以下「本装置」という。）の構成機器を一部新規製作するとともに、現行の空港気象ドップラーレーダー局舎から新たに建設する空港気象ドップラーレーダー局舎に移設し、取付調整を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本装置の構造及び動作の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 空港気象ドップラーレーダー移設（東京国際空港）
- (2) 業務内容 本装置及びその付属装置に係る、設計、製作、輸送、移設、取付調整及び
研修
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日（金）

3 業務目的

空港気象ドップラーレーダーは、飛行場及びその周辺における降水域の降水と気流を捉え、得られたデータから降水、風の分布及び悪天時に発生するウィンドシアアー及びマイクロバーストを自動的に解析する装置で、その結果は航空機の安全な運航に活用される重要なものである。

本件は、本装置の構成機器を一部新規製作するとともに、現行の空港気象ドップラーレーダー局舎から新たに建設する空港気象ドップラーレーダー局舎に移設し、取付調整を実施するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
本装置が航空機の離着陸の安全に必要な空港及び空港周辺の気象観測と運航関係機関に対する提供を行う重要な機器であることを理解し、航空気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。
- (3) 設備・システムに関する要件
本装置の性能・機能仕様を十分に理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足するために必要な設備・システムを有すること。
- (4) 守秘性に関する要件
 - ① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。
 - ② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。
- (5) 業務執行体制に関する要件
履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。
- (6) 業務実績に関する要件
本装置を構成する機器の動作、構造、取り扱い方法について精通し、同種のシステムの製造実績及び保守についての十分な実績を有すること。
- (7) 情報管理体制に関する要件
本業務で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。）を適切に管理する体制を有すること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門3-6-9

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900 (内線 2515)

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年7月29日から令和7年8月18日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年8月19日 17時まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

(Email: kishou-keiyaku@jma.go.jp 宛てに送付すること。)

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

7 Summary

- (1) Subject matter of products : " Relocation of the Doppler Radar for Airport Weather
1 set "
- (2) Time-limit to express interests : 5:00P.M. 19 August 2025
- (3) Contact point for documentation relating to the proposal: Observation Division,
Atmosphere and Ocean Department, Japan Meteorological Agency, 3-6-9 Toranomom,
Minato-ku Tokyo 105-8431 Japan TEL 03-6758-3900 Ext.4327
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:
ANDO Miki, First Contract Section, Office of Procurement, General Affairs Division,
Administration Department, Japan Meteorological Agency, 3-6-9 Toranomom, Minato-ku
Tokyo 105-8431 Japan TEL 03-6758-3900 Ext.2515